

第5学年保護者 様

東京都立桜修館中等教育学校長
信岡 新吾
(公印省略)

令和8年度学校徴収金の納入について（5学年）

令和8年度第5学年の学校徴収金（積立金、自治会費、PTA会費）について、徴収額及び徴収日時をお知らせします。確実な徴収に御協力をお願いします。

記

- 1 令和8年度学校徴収金徴収額 **年額140,500円**
※PTA会費は1家庭につき1名分の年会費を徴収します。なお、複数の生徒が在学する家庭においては、下の学年の生徒から徴収します。
- 2 徴収方法
御指定いただいたゆうちょ銀行口座からの口座振替により徴収を行います。
1回の口座振替につき、**10円の手数料がかかります**ので、併せて入金をお願いします。
- 3 納付回数
年3回の徴収です。なお、7回払いも可能です。
7回払を御希望の場合は、**令和8年4月14日（火）までに**経営企画室へ申請書を提出してください。申請書は経営企画室にて配布します（生徒経由でも結構です）。
- 4 各回の徴収金額及び徴収日（前日までに入金をお願いします）
(1) 年3回払いの場合（4月末・7月末・9月末 ※土日祝の場合は翌営業日）

	納入月日	積立金	自治会費	PTA会費	1回分計
第1回	4月30日（木）	37,000	6,500	4,000	47,500
第2回	7月31日（金）	47,000			47,000
第3回	9月30日（水）	46,000			46,000
	合計	130,000	6,500	4,000	140,500

- (2) 年7回払いの場合（4月から10月までの各月末 ※土日祝の場合は翌営業日）

	納入月日	積立金	自治会費	PTA会費	1回分計
第1回	4月30日（木）	20,000		4,000	24,000
第2回	6月1日（月）	20,500	3,500		24,000
第3回	6月30日（火）	17,000	3,000		20,000
第4回	7月31日（金）	19,000			19,000
第5回	8月31日（月）	18,500			18,500
第6回	9月30日（水）	18,000			18,000
第7回	11月2日（月）	17,000			17,000
	合計	130,000	6,500	4,000	140,500

【 問い合わせ先 】 東京都立桜修館中等教育学校 経営企画室 担当 小堀
住所：〒152-0023 東京都目黒区八雲 1-1-2 電話：03-3723-9966
開庁時間：平日午前9時から午後4時30分（土日祝日・年末年始・入学選抜日・学校閉庁日を除く）